

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和3年11月18日

岡山市長 大森 雅夫

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 杜の街グレース

所在地 岡山市北区下石井二丁目10番107 ほか

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

①名称 杜の街づくりPJ1合同会社

住所 東京都港区元赤坂一丁目1番7号

代表者の氏名 代表社員 職務執行者 野坂 照光

②名称 杜の街づくりPJ2合同会社

住所 東京都港区元赤坂一丁目1番7号

代表者の氏名 代表社員 職務執行者 野坂 照光

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名  
未定

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年7月12日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,905平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

No.	収容台数	位 置
1	245台	敷地西側自走式立体駐車場（図面4に記載のとおり）
合 計	245台	

※全体収容台数 400 台

※収容台数内訳（来客用 245 台、併設施設利用者用 147 台、従業員等用 8 台）

② 駐輪場の位置及び収容台数

No.	位 置	収 容 台 数
1	敷地西側（図面4に記載のとおり）	169台
	合 計	169台

※全体収容台数 277 台

※収容台数内訳（来客用169台、併設施設利用者用等101台、従業員用等7台）

※別途バイク置場 52 台

③荷さばき施設の位置及び面積

No.	位 置	面 積
荷さばき施設①	建物北東側（図面4に記載のとおり）	84m <sup>2</sup>
荷さばき施設②	建物北東側（図面4に記載のとおり）	40m <sup>2</sup>
荷さばき施設③	建物西側（図面4に記載のとおり）	85m <sup>2</sup>
荷さばき施設④	建物南側（図面4に記載のとおり）	40m <sup>2</sup>
	合 計	249m <sup>2</sup>

④廃棄物等の保管施設の位置及び容量

No.	位 置	容 量
廃棄物等保管施設①	建物北東側（図4に記載のとおり）	23.6m <sup>3</sup>
廃棄物等保管施設②	建物北東側（図面4に記載のとおり）	15.0m <sup>3</sup>
廃棄物等保管施設③	建物南側（図面4に記載のとおり）	14.6m <sup>3</sup>
	合 計	53.2m <sup>3</sup>

※併設施設（飲食、サービス施設等）を含む。医療系の廃棄物等別途保管が必要な廃棄物等がある場合は該当施設区画内に確保する。

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名（または店舗区域名）	開店時刻	閉店時刻
物販店舗⑨以外区画	午前7時00分	午後9時45分
物販店舗⑨区画	24時間	

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場No	駐車可能時間帯
1	24時間

③駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No	出入口の数	位 置
1	1箇所	（図面4に記載のとおり）
合 計	1箇所	

④荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設①	午前6時00分から午後10時00分まで
荷さばき施設②	
荷さばき施設③	
荷さばき施設④	

2 届出年月日

令和3年11月11日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和3年11月18日から令和4年3月18日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市産業観光局商工部産業振興・雇用推進課